市民の健康と安全を確保する
環境の保全に関する条例

（略　称　：　環　境　保　全　条　例）

＜　概　要　版　＞

名古屋市環境局

令和４年４月改定版

第１　環境保全条例の概要

１　環境保全条例制定の経緯

名古屋市では、昭和 48 年 1 月、当時、危機的な状況にあった産業型公害に対応するため、大気汚染物質の排出規制、地盤沈下対策を主たる目的として、名古屋市公害防止条例を制定しました。

しかしながら、その後の都市化の進展、社会経済情勢の変化等を反映し、環境問題の態様が大きく変化し、公害防止条例では、こうした今日的な環境問題に適切に対応することが困難となってきました。

［環境問題の態様の変化］
(1) 産業型公害は全般的には改善されてきた（硫黄酸化物による大気汚染、地盤沈下など）
(2) 自動車公害を始めとする都市生活型公害への対応が必要となった
(3) 地球環境問題（地球温暖化、オゾン層の破壊など）への関心が高まった
(4) 有害化学物質による環境汚染が顕在化（土壌・地下水汚染など）してきた
(5) 環境問題に対する市民の関心（ニーズ）が高まってきた　　など

そこで、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的として、公害防止条例を全面的に見直し、今日的な環境問題にも適切に対処できる、新たな条例制度を構築しました。

① 昭和 48 年 1 月　「名古屋市公害防止条例」の制定
② 平成 13 年 3 月　条例見直しを市環境審議会へ諮問
③ 平成 14 年 3 月　中間とりまとめに対して、パブリックコメントを実施
④ 平成 15 年 3 月　改正条例案　議会で可決、新条例（環境保全条例）を公布
⑤ 平成 15 年 9 月　条例施行細則公布

こうして平成 15 年 10 月 1 日から環境保全条例は施行されました（注：一部施行日が異なる条項があります）。

その後の改正等については、名古屋市公式ウェブサイトの「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）」ページの改正履歴でご確認ください。

http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000116925.html

２　条例の基本的な考え方など

条例は、名古屋市環境基本条例（平成８年名古屋市条例第６号）の理念、責務を踏まえた施策の具体化を図るための環境の保全に関し、総合的に実施する条例と位置づけられています。なお、略称を**「環境保全条例」**としています。

条例には、工場・事業場等に対する公害防止のための規制措置のほか、次のような新たな視点に立って、環境への負荷の低減に資する幅広い内容が盛り込まれています。

⑴　条例対象分野の拡大

地球環境問題、土壌・地下水汚染、有害化学物質汚染など、今日的な環境問題にも適切に対応できるよう、従来の公害防止条例よりも対象分野が拡大しています。

⑵　環境汚染の実態を踏まえた規制措置の見直し

従来の公害防止条例に基づく規制措置の廃止・継続・拡充を行うとともに、環境汚染の実態を踏まえた新たな規制措置を創設しました。

（工場・事業場に対する硫黄酸化物規制の廃止、土壌・地下水汚染対策の拡充など）

⑶　事業者の自主的な取り組みの促進

計画等の策定、公表など事業者自身による自主的な取り組みを一層促進します。（特定化学物質等適正管理書の作成、建築物環境計画書の作成、地球温暖化対策計画書の作成・取組状況の届出など）

⑷　市民の日常生活における環境への配慮

都市生活型公害、地球環境問題に対応するため、市民の日常生活における行動にも環境への配慮を求めます。

（アイドリング・ストップの義務づけ、家庭用を含めた小型焼却施設の原則使用禁止など）

⑸　環境に関わる各種情報の市民への積極的な提供

市民・事業者・行政のパートナーシップの確保を図っていく前提として、市が保有する環境に関する各種の情報を積極的に提供します。

（環境情報公表指針の作成・公表など）

最新の条例及び施行細則は、名古屋市公式ウェブサイトの「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）」でご覧頂くことができます。

http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000116925.html

第２　環境保全条例の全体構成

総　則		第１条～第５条	目的、定義、市・事業者・市民の責務
環境の保全に関する基本的施策		第６条～第13条	国等との相互協力、技術開発・成果の普及、常時監視、年次報告、助成・指導、率先行動など
工場、事業場等に対する規制等	大気汚染に関する規制 第14条～第24条		規制基準、大気規制工場設置許可、改善命令、大気汚染物質の測定等、窒素酸化物排出量の少ない機器の普及
	水質汚濁の防止 第25条～第27条		法規制対象外事業場に対する指導・助言
	工場、事業場に係る騒音等に関する規制 第28条～第36条、第43条		規制基準、施設設置届出、計画変更勧告、改善勧告・命令 作業騒音に関する規制
	特定建設作業に係る騒音等に関する規制 第37条～第38条		実施の届出、改善勧告・命令
	営業等に係る騒音等に関する規制 第39条～第42条、第44条		拡声機使用制限、営業騒音等に関する規制
	悪臭の防止 第45条		事業者の責務、指導指針の策定
	化学物質の適正管理 第46条～第51条		取扱量の把握・届出、管理書の作成・届出、事故時の対応
	土壌及び地下水の汚染に関する規制 第52条～第61条の２		土壌汚染等調査、大規模な土地の形質の変更時の調査、自主調査、区域の指定等、管理汚染土壌の搬出時の措置等、記録の保管及び承継
	地下水の採取に関する規制等 第62条～第82条		地下水の採取の規制（地下水採取の許可、揚水量報告等）、井戸設備設置届出・揚水量報告等、地下水採取抑制、地下掘削工事に関する措置

生活環境の保全に関する措置	廃棄物等の焼却の制限 **第 83 条～第 84 条**	一定の廃棄物焼却炉を用いた焼却、規則で定める焼却を除く廃棄物等の焼却の原則禁止、焼却停止勧告
	生活排水による水質汚濁の防止 **第 85 条～第 86 条**	生活排水による水質汚濁の防止
	生活騒音の防止 **第 87 条～第 89 条**	日常生活に伴い発生する騒音による周辺環境への支障の防止、深夜における静隠の保持
環境への負荷の低減に関する措置	建築物に係る環境への負荷の低減 **第 91 条～第 97 条**	建築物環境計画書の作成・届出、指導・助言
	事業活動に伴う地球温暖化の防止 **第 98 条～第 102 条**	地球温暖化対策計画書の作成・届出・公表、計画書に基づく対策の実施状況の報告、指導・助言
	自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 **第 103 条～第 114 条**	自動車公害対策の推進、自動車公害対策推進協議会、自動車の効率的な使用等、アイドリング・ストップ、自動車環境情報の周知
	環境保全上健全な水循環の確保 **第 115 条～第 116 条**	環境保全上健全な水循環、雨水の地下浸透の促進
市民、事業者、行政のﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ	**第 117 条～第 122 条**	市民、事業者、行政のパートナーシップの確保、円滑なコミュニケーションの確保、市の調査等への協力
雑　則	**第 123 条～第 128 条**	環境情報公表指針、事業者情報の提供、調査請求、規制措置の申立て、一般勧告、違反者の公表、報告・検査
罰　則	**第 129 条～第 134 条**	懲役、罰金（両罰規定あり）、過料
附　則		施行期日、経過措置、環境基本条例の一部改正

第３　環境保全条例の主な内容

１　大気汚染に関する規制　（第１４条ー第２４条）

＜届出･相談の窓口＞各区公害対策室（連絡先は 18 ページ）

主旨：大気汚染物質（窒素酸化物）を排出する工場等に対し、窒素酸化物に係る規制基準等を定め、その排出抑制を促し、大気汚染の防止を図ります。

大気規制工場に対する規制（窒素酸化物の総量規制）第 14 条～第 23 条

(1) 大気規制工場の設置・変更の許可の申請

大気規制工場※を設置又は変更しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

※ 窒素酸化物排出施設を定格出力で運転した場合における燃原料の使用量を窒素酸化物の排出特性を勘案し、重油の量に換算したものの合計が 500ℓ/時以上の工場等をいいます。

(2) 大気規制基準の遵守義務

大気規制工場を設置している者は、大気規制基準（総量規制基準）を遵守しなければなりません。

(3) 大気規制工場の設置・変更工事完了の届出

大気規制工場の設置又は変更の工事が完了したときは、その日から 15 日以内に市長に届け出なければなりません。

市長の認定後、使用を開始することができます。

(4) 大気汚染物質の測定

大気規制工場を設置する者は、窒素酸化物の測定を行い、その結果を記録しておかなければなりません。

市長は、測定、記録した結果の報告を求めることができます。

窒素酸化物の排出量の少ない機器の普及等　第 24 条

小規模の業務用ボイラー等を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量の少ない機器を設置するよう努めなければなりません（低 NOx 型小型焼却機器普及促進指針）。

参考：名古屋市公式ウェブサイト
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の指針等」
http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000078521.html

２　水質汚濁の防止　（第２５条ー第２７条）

＜届出･相談の窓口＞各区公害対策室（連絡先は 18 ページ）

主旨：水質汚濁防止法の規制のかからない工場等を対象とし、排出水について責務規定を定め、市内河川等の水質の改善に努めます。

小規模工場等の設置者の責務　第 25 条～第 26 条

法の規制のかからない小規模工場等※を設置する者は、排出水の化学的酸素要求量、窒素及びりんの含有量について、許容限度を超えないよう努めなければなりません。

※　小規模工場等

①　水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場等

②　１日あたりの平均的な排出水の量が 50 ㎥未満の工場等（化学的酸素要求量、窒素及びりんについて、県条例の上乗せの排出基準が適用されるものを除く。）

排出水に対する責務規定

項　目	許容限度（排出水 1ℓあたり）
化学的酸素要求量	160mg
窒素含有量	120mg
りん含有量	16mg

建設工事における排水対策　第 27 条

建設工事により公共用水域に汚水又は廃液を排出しようとする者は、公共用水域の水質の防止を図るために必要な措置を講じなければなりません。

下水道処理区域外の場合、沈殿槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水してください。

項目	目安
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと
水素イオン濃度	５．８～８．６
浮遊物質量	２００mg／L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	５mg／L

＊　この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、この限りではありません。

３　騒音等に関する規制　（第２８条ー第４４条）

＜届出･相談の窓口＞各区公害対策室（連絡先は 18 ページ）

主旨：工場等の操業、建設工事の実施及び飲食店営業等の事業活動に伴い発生する騒音及び振動を防止し、周辺の生活環境の保全を図ります。

工場等に係る騒音等に関する規制　第 28 条～第 36 条

(1) **騒音・振動発生施設の届出**

一定規模以上の金属や木材の加工機械などの著しい騒音・振動を発生させる施設（騒音・振動発生施設）を設置しようとする者は、設置工事の開始の日の 30 日前までに市長に届け出なければなりません。

(2) **規制基準の遵守義務**

騒音・振動発生施設を設置する工場等は、当該工場等の敷地境界線における騒音・振動の大きさについて規制基準を遵守しなければなりません。

(3) **小規模騒音発生施設等に関する基準**

騒音・振動発生施設を設置する工場等以外でも、相当程度の騒音又は振動を発生させる施設※を設置する工場等においては、届出は必要ありませんが、一定の基準を遵守しなければなりません。

※　原動機の定格出力が 0.75kW 以上 3.75kW 未満の圧縮機、冷凍機、送風機、排風機

特定建設作業に係る騒音等に関する規制　第 37 条～第 38 条

(1) **特定建設作業の届出**

建設工事として行われる作業のうち、建造物の解体やブルドーザー等の使用により騒音・振動を発生させる作業（特定建設作業）を実施する者は、特定建設作業の開始の日の７日前までに市長に届け出なければなりません。

(2) **規制基準の遵守義務**

特定建設作業を実施する者は、騒音・振動の大きさ、作業時間、作業期間及び作業日について規制基準を遵守しなければなりません。

営業等に係る騒音等に関する規制　第 39 条～第 44 条

拡声機使用の制限等

周辺の生活環境を保全する必要がある区域内で、商業宣伝を目的として、拡声機を使用することは原則として禁止されます。

また、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて拡声機を使用することも制限されます。

その他、拡声機を使用するときは、拡声機の使用時間、場所、音量等について基準を守らなければなりません。

飲食店営業等に関する規制

飲食店営業等を営む者は、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間、基準を超える騒音を発生させてはなりません。

飲食店営業等の利用者は、騒音により周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければなりません。

深夜における音響機器の使用制限

住居系の地域で、飲食店営業やカラオケボックス営業等を営む者は、深夜、カラオケ装置等の音響機器を使用し、又は使用させてはなりません。

作業騒音の規制

貨物の搬入又は搬出等の作業を伴う事業を営む者は、基準を超える騒音を発生させてはなりません。

４　悪臭の防止　（第４５条）

＜届出･相談の窓口＞各区公害対策室（連絡先は 18 ページ）

主旨：工場等の操業など事業活動に伴い発生する悪臭を防止し、周辺の生活環境の保全を図ります。

工場等を設置している者は、みだりに悪臭を排出し、周辺の生活環境に著しい支障を及ぼしてはなりません。

市長は、悪臭の排出を防止し、必要な指導を行うための指針（悪臭対策指導指針）を定め、公表します。

５　化学物質の適正管理　　（第４６条ー第５１条）

＜届出・相談の窓口＞環境局地域環境対策課有害化学物質対策係（℡　052-972-2677）

主旨：化学物質を取り扱う事業者に対し、化学物質に関する自主的な適正管理を促し、化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。

(1) 化学物質適正管理指針

市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（化学物質適正管理指針）を定め、公表します。

(2) 特定化学物質の取扱量の把握・届出

①製造業等 23 業種※1②常用雇用者数 21 人以上③特定化学物質※2の年間取扱量が一定量以上※3の要件をすべて満たす事業者（特定化学物質等取扱事業者）は、工場等ごとに取扱量を把握し、毎年度 6 月末日までに、市長に届け出なければなりません。

※1　業種の要件は、特定化学物質の環境への排出量の把　握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）と同じです。

※2　PRTR法の第一種指定化学物質と同じです。

※3　取扱量の要件は、PRTR法と同じです。

(3) 特定化学物質等適正管理書の作成・届出等

常用雇用者数 21 人以上の工場等を設置する特定化学物質等取扱事業者は、工場等ごとに特定化学物質等についての管理方法、事故時等の対応及び管理組織などについて文書化したもの（特定化学物質等適正管理書）を作成し、市長に届け出なければなりません。

また、周辺住民等から求めがあったときは、その内容を説明するよう努めなければなりません。

(4) 事故時の措置

常用雇用者数 21 人以上の工場等を設置する特定化学物質等取扱事業者は、特定化学物質が排出され、人の健康や周辺の環境に係る被害を生じる事故が発生したときは、応急措置を講じ、事故の状況等を市長に報告しなければなりません。

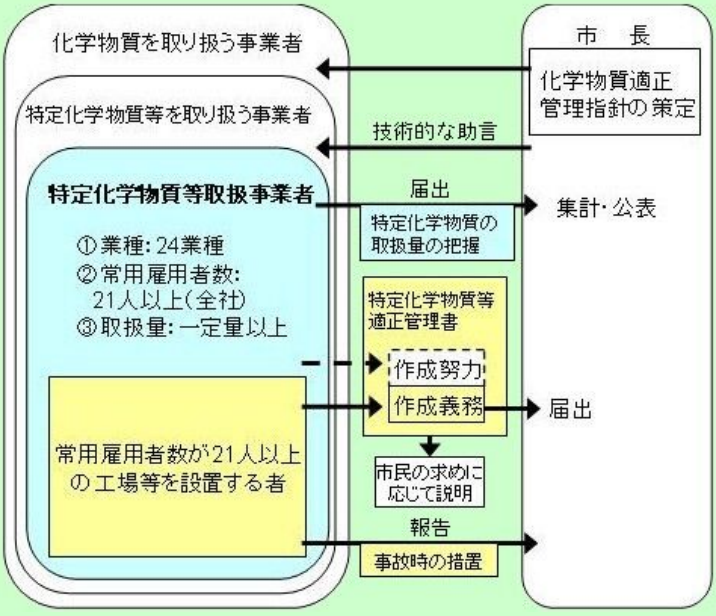

６　土壌及び地下水の汚染に関する規制　（第５２条ー第６１条の２）

＜届出・相談の窓口＞環境局地域環境対策課有害化学物質対策係（℡　052-972-2677）

主旨：特定有害物質による土壌又は地下水の汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止します。

(1)　土壌汚染等対策指針

- 市長は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査、当該汚染の除去等の措置等を示した指針（土壌汚染等対策指針）を定め、公表します。

(2)　土壌汚染等調査

- 市長は、特定有害物質等取扱工場等の敷地が汚染されているおそれがあると認めるときは、特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等調査の結果を報告すべきことを命ずることができます。
- 特定有害物質等取扱事業者は、その設置している工場等の敷地において、500 ㎡以上 3,000 ㎡未満の土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査の結果を市長に報告しなければなりません。

(3)　大規模な土地の形質の変更時の調査

- 3,000 ㎡以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を市長に報告しなければなりません。

(4)　自主調査

- 自主調査で汚染が判明した場合、調査を行った者は、調査結果を市長に報告しなければなりません。
- 市長は、自主調査で汚染が判明した土地が人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し、土壌汚染等調査の結果を報告すべきことを命ずることができます。

(5)　区域の指定等

- 市長は、汚染が判明した土地を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれの有無に応じて、措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域のいずれかの区域に分類して指定します。
- 市長は、措置管理区域又は拡散防止管理区域の指定をしたときは、土地の所有者等に対し、講ずべき措置の内容を指示します。
- 措置管理区域内における土地の形質の変更は原則禁止され、拡散防止管理区域内又は形質変更時届出管理区域内で土地の形質の変更をしようとする者は、届出をしなければなりません。
- 市長は、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないとして、法で措置が不要とされた土地（形質変更時要届出区域）であっても、生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、汚染の拡散の防止等の措置を指示します。

(6)　管理汚染土壌の搬出時の措置等

- 管理汚染土壌を搬出しようとする者は、届出及び汚染土壌処理業者への処理の委託をしなければなりません。

• 管理汚染土壌の運搬を行う者は、運搬基準を遵守しなければなりません。
• 管理汚染土壌の運搬又は処理を委託する者及び委託された者は、管理票による管理をしなければなりません。

(7) 記録の保管及び承継

• 調査又は措置についての記録を作成・保管し、土地を譲り受ける者に引き継がなければなりません。

7 地下水の採取に関する規制等 (第62条ー第82条)

<届出・相談の窓口>各区公害対策室(連絡先は18ページ)

主旨：揚水規制基準を定め、揚水設備に対する許可制度及び井戸設備に対する届出制度を導入し、地盤沈下の防止に努めます。

揚水設備に対する規制 第62条～第71条

(1) 揚水設備の設置許可の申請等

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が6㎠を超えるもの（揚水設備）により地下水を採取しようとする者（家事用を除く。）は、市長の許可を受けなければなりません。

(2) 揚水規制基準の遵守義務

揚水設備により地下水を採取する者は、規制基準を遵守しなければなりません。

(3) 揚水量等の測定及び報告

揚水機の吐出口の断面積が19㎠を超える設備により地下水を採取している者は、水量測定器を設置し、市長に報告しなければなりません。

また、揚水設備により地下水を採取する者は、揚水量及び地下水位を測定し、市長に報告しなければなりません。

井戸設備の設置等の届出・揚水量等の測定及び報告 第72条～第75条の2

井戸設備（揚水設備以外の動力を用いて地下水を採取するための設備）により地下水を採取しようとする者（家事用を除く。）は、市長に届け出なければなりません。

また、井戸設備により地下水を採取する者は、揚水量及び地下水位を測定し、市長に報告しなければなりません。

地下掘削工事に関する措置 第79条～第82条

揚水機の吐出口の断面積が78㎠を超える設備を用いて、ゆう出水を伴う掘削工事を施工しようとする者は、市長に届け出るとともに、地下水のゆう出量等を報告しなければなりません。

８　生活環境の保全に関する措置　（第８３条ー第８９条）

＜届出･相談の窓口＞各区公害対策室（連絡先は 18 ページ）

主旨：工場・事業場等だけで無く、市民に対しても日常生活その他の活動において公害を防止し、環境への負荷を低減する努力を促します。

廃棄物等の焼却の制限　第 83 条～第 84 条

ダイオキシン類等による人の健康又は生活環境への支障を防止するため、簡易な廃棄物焼却炉による焼却や野外焼却を原則として禁止します。

摂氏 800 度以上で燃焼できることなどの一定の構造基準を満たしている廃棄物焼却炉を用いない廃棄物等の焼却を禁止します。ただし、災害時の応急対策や伝統行事等でやむを得ない焼却は除かれます。

なお、焼却禁止の適用除外となる焼却を行おうとする場合にも、できる限り周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければなりません。

生活排水による水質汚濁の防止　第 85 条～第 86 条

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止します。

廃食用油の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努めなければなりません。

市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止のための取組みを支援するため、情報の提供等に努めます。

生活騒音の防止　第 87 条～第 89 条

生活騒音の防止に努め、周辺の生活環境の保全を図ります。

生活騒音により周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮し、深夜においては、住宅地等で静穏を害する行為をしてはなりません。

市は、生活騒音の防止のための取組みを支援するため、情報の提供等に努めます。

９　建築物に係る環境への負荷の低減　（第９１条―第９７条）

＜届出･相談の窓口＞住宅都市局建築指導課建築物環境指導係（℡ 052-972-2924）

主旨：建築物の新築等に起因する環境への負荷の低減を図るため、建築物の設計時より省エネルギー、省資源・再利用などの地球温暖化防止に資する自主的な取組みを求めます。

(1) 建築物環境配慮指針の策定

市長は、建築物に係る地球温暖化の防止その他の環境への負荷の低減に係る措置について配慮すべき事項についての指針（建築物環境配慮指針）を定め、公表します。

(2) 建築物環境計画書の作成・届出

床面積（増築の場合は増築部分）の合計が 2,000 ㎡を超える建築物（特定建築物）の新築又は増築をしようとする者（特定建築主）は、特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書（建築物環境計画書）を作成し、工事着手予定日の 21 日前までに市長に届け出なければなりません。

市長は、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置が、建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、必要な指導及び助言を行うことができます。

(3) 建築物環境計画書の変更等

特定建築主は、建築物環境計画書の主要事項を変更しようとするときは、市長に届け出なければなりません。また、工事が完了したときは、その日から 15 日以内に市長に届け出なければなりません。

(4) 概要の公表

市長は、建築物環境計画書、変更届及び完了届の概要を窓口やインターネットで公表します。

届出制度の概要

建物規模※	用途	届出区分	制度根拠
2,000 ㎡を超えるもの	全て	義務	条例
2,000 ㎡以下のもの	戸建住宅・長屋を除く全て	任意	要綱
2,000 ㎡以下のもの	戸建住宅・長屋	任意	要綱

※増築の場合は、増築に係る部分の床面積の合計とします。

参考：名古屋市公式ウェブサイト「建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）の概要」

１０　事業活動に伴う地球温暖化の防止　（第９８条―第１０２条）

＜届出・相談の窓口＞環境局脱炭素社会推進課（℡　052-972-2693）

主旨：地球温暖化を防止するため、事業活動における地球温暖化防止への自主的な取り組みの促進を図ります。

(1)　地球温暖化対策計画書の作成等

燃料並びに熱及び電気の量をそれぞれ原油換算し、合算した量が 800 kℓ以上である工場等を設置し、又は管理している者（地球温暖化対策事業者）は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書（地球温暖化対策計画書）を作成し、市長に届け出なければなりません。

(2)　地球温暖化対策指針の策定

市長は、地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画書を作成するにあたっての指針（地球温暖化対策指針）を定め、公表します。

(3)　地球温暖化対策の実施の状況の報告

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づいて行った地球温暖化対策の実施の状況を市長に報告しなければなりません。

(4)　地球温暖化対策計画書等の公表

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策の実施の状況について公表しなければなりません。

市長は、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策の実施の状況について、窓口やインターネットで公表します。

(5)　指導・助言等

市長は、地球温暖化対策事業者に対し、地球温暖化対策計画書の作成及び地球温暖化対策の実施の状況について、必要な指導及び助言を行うことができます。

また、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進するために必要な助言及び情報の提供に努めます。

参考：名古屋市公式ウェブサイト「地球温暖化対策計画書制度」
http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-10-12-0-0-0-0-0-0.html

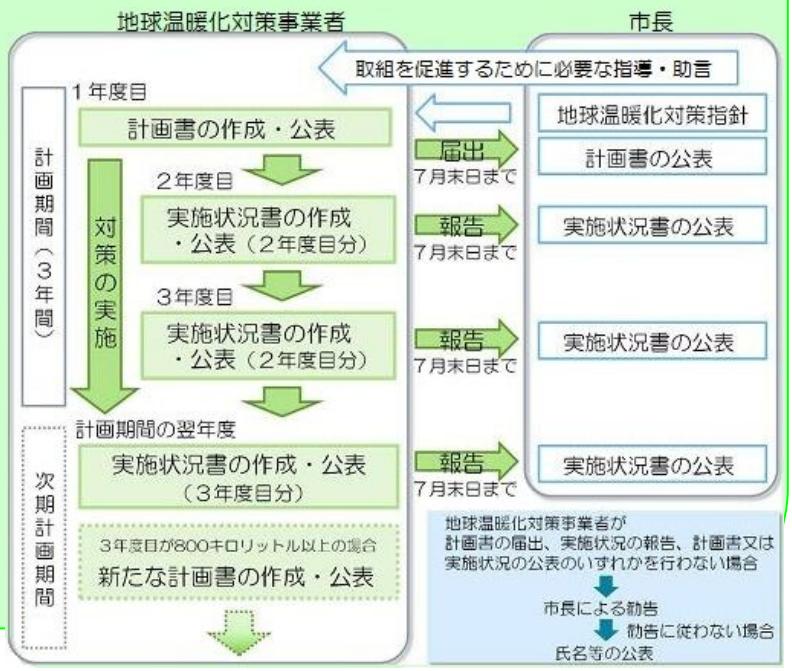

１１　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第１０３条―第１１４条）

＜届出･相談の窓口＞各区公害対策室（連絡先は 18 ページ）
環境局大気環境対策課（℡ 052-972-2682）

主旨：アイドリング・ストップ、新車の販売業者に対する購入者への自動車環境情報の説明の義務づけなどにより、自動車の排出ガスによる大気汚染などの防止を図ります。

アイドリング・ストップ　第 110 条～第 113 条

(1) 運転者の義務

自動車を運転する者は、客待ちや荷待ちなどで自動車を駐車や停車するときに、エンジンを切ること（アイドリング・ストップ）を行わなければなりません。

ただし、交差点や渋滞での停止、緊急自動車が緊急用務のために使用されているときなどは除かれます。

(2) 事業者の責務

自動車を事業に使用する者は、運転者がアイドリング・ストップを行うよう適切な措置を講じなければなりません。

(3) 駐車場の設置者等の義務

面積が 500 ㎡（乗用車で約 40 台）以上の駐車場の設置者又は管理者は、看板、ポスター、放送、書面等により、駐車場利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知しなければなりません。

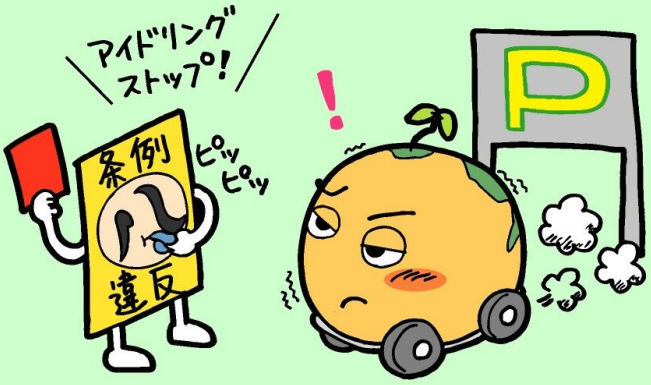

(4) 勧告・氏名等の公表

市長は、事業者、駐車場設置者等が条例規定を遵守しないときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。

勧告に従わなかったときは、氏名又は名称及びその状況等を公表することができます。

自動車環境情報の周知　第 114 条

市内において新車を販売する事業者は、販売する新車に係る排出ガス（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等）の量、加速騒音の大きさ、燃料の種別、燃料消費率、エアコンの冷媒の種類及びその使用量等（自動車環境情報）を記載した書面等を備え置くとともに、購入しようとする者に対し、自動車環境情報を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

１２　環境保全上健全な水循環の確保（第１１５条ー第１１６条）

＜相談の窓口＞環境局地域環境対策課水質地盤係（℡ 052-972-2675）

主旨：環境保全上健全な水循環を確保するため、雨水の有効利用や処理水の再利用の促進、貯留施設・浸透施設などの設置を進め、雨水の地下浸透の向上、地下水のかん養や河川水量の安定等を図ります。

(1) 雨水浸透指針の策定

市長は、環境保全上健全な水循環の確保を図るため、雨水を地下へ浸透させるための指針（雨水浸透指針）を定め、公表します。

(2) 市民・事業者の責務

市民及び事業者は、雨水浸透指針の定めるところに従い、雨水浸透施設の設置等※雨水浸透を促進するための措置を講ずるよう努めなければなりません。

※ 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝、透水池 他

健 全 な 水 循 環

水の浄化機能を始め自然の水循環の有する機能が十分に発揮され、水環境・地盤環境などが良好に保たれること。

＜効　果＞
- 雨水の地下浸透の向上
- 地下水のかん養や河川水量の安定
- 自然浄化能力の回復
- ヒートアイランド現象の低減
- 地盤沈下の防止
- 河川の水質の改善

参考：名古屋市公式ウェブサイト

「健全な水循環の回復について」
http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-6-0-0-0-0-0-0.html

「水の環復活 2050 なごや戦略」
http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076890.html

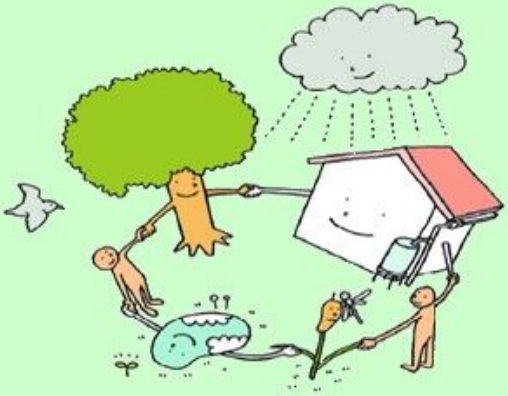

第４　規制・届出・相談

１　届出の手引き

ここまでご紹介してきた環境保全条例の規制について、手引きがありますのでご利用ください。

名古屋市公式ウェブサイト「環境保全に関する届出の概要・規制の手引き等」

http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-4-3-0-0-0-0-0-0-0.html

２　届出用紙

届出用紙は、各自で印刷してご利用ください。

また、基本的にはA4サイズ縦の用紙を使用し、正本とその写し１通を提出してください。

名古屋市公式ウェブサイト「環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書(総目次)」

http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-4-2-0-0-0-0-0-0-0.html

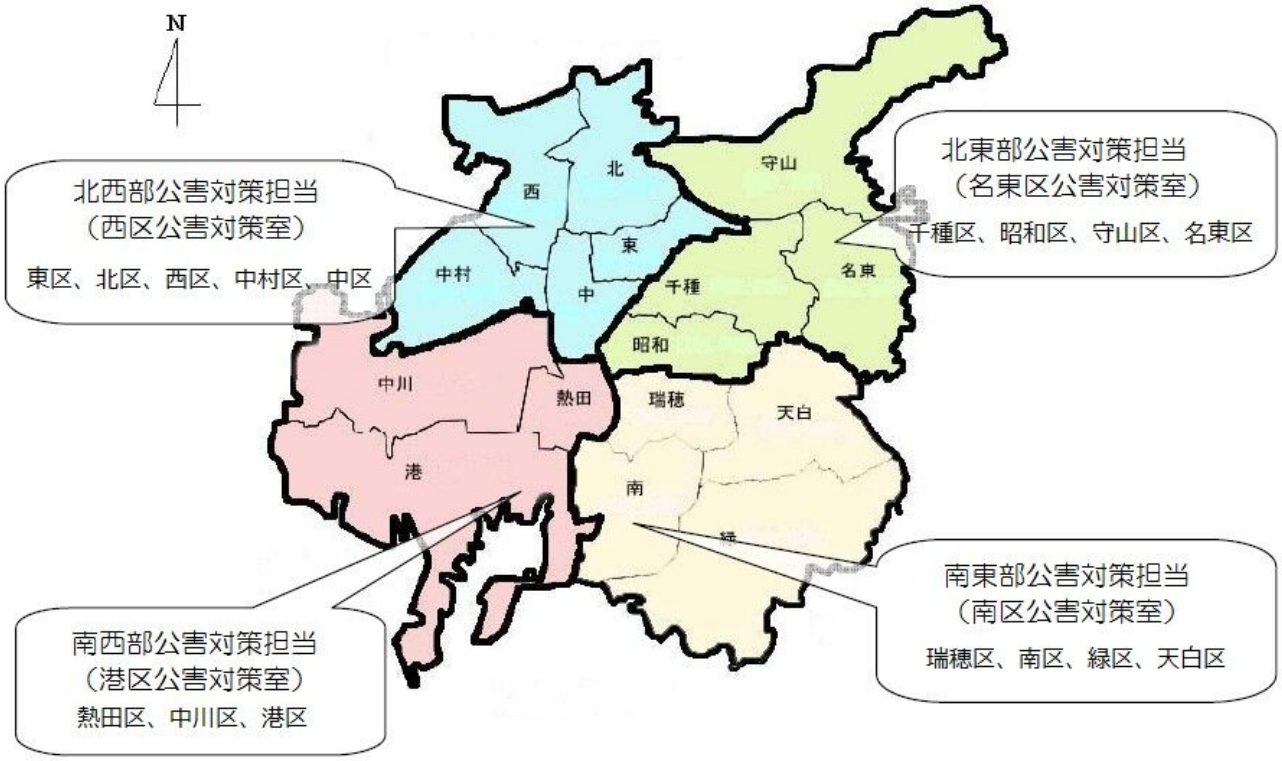

３　届出・相談窓口

<table>
<tr><th>項　目</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td>大気汚染に関する規制</td><td rowspan="6">東・北・西・中村・中区
〇西区公害対策室　☎ ５２３－４６１３

熱田・中川・港区
〇港区公害対策室　☎ ６５１－６４９３

瑞穂・南・緑・天白区
〇南区公害対策室　☎ ８２３－９４２２

千種・昭和・守山・名東区
〇名東区公害対策室　☎ ７７８－３１０８</td></tr>
<tr><td>水質汚濁の防止</td></tr>
<tr><td>騒音等に関する規制</td></tr>
<tr><td>悪臭の防止</td></tr>
<tr><td>地下水の採取に関する規制等</td></tr>
<tr><td>生活環境の保全に関する措置</td></tr>
<tr><td>化学物質の適正管理</td><td rowspan="2">環境局地域環境対策課有害化学物質対策係
☎ ９７２－２６７７</td></tr>
<tr><td>土壌及び地下水の汚染に関する規制</td></tr>
<tr><td>建築物に係る環境への負荷の低減</td><td>住宅都市局建築指導課建築物環境指導係
☎ ９７２－２９２４</td></tr>
<tr><td>事業活動に伴う地球温暖化の防止</td><td>環境局脱炭素社会推進課　☎ ９７２－２６９３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車の使用に伴う環境への負荷の低減</td><td>各区公害対策室</td></tr>
<tr><td>環境局大気環境対策課交通環境対策係
☎ ９７２－２６８２</td></tr>
<tr><td>環境保全上健全な水循環の確保</td><td>環境局地域環境対策課水質地盤係　☎ ９７２－２６７５</td></tr>
<tr><td>条例全般</td><td>環境局地域環境対策課保全係　☎ ９７２－２６７２</td></tr>
</table>

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例＜概要版＞

令和4年4月

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

電　話　（052）972－2672

ＦＡＸ　（052）972－4155

電子メールアドレス　a2672@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

ホームページ　http://www.city.nagoya.jp/

毎月８日は環境保全の日